

# 参考純率のあらまし

私たち「損害保険料率算出機構」は、法律に基づき設立された料率算出団体です。大量のデータを会員である保険会社(以下、「会員保険会社」といいます。)等から収集し、精度の高い統計に基づき、火災保険、傷害保険、自動車保険、介護費用保険の参考純率を算出して、金融庁長官に届け出ています。当機構の会員保険会社は、これらの参考純率を参考にして保険料率を算出することができるしくみになっています。

本リーフレットは、当機構が算出する参考純率について、そのあらましをご案内するものです。みなさまのご理解の一助になれば幸いです。

## 損害保険料率算出団体に関する法律

「損害保険料率算出団体に関する法律」は、料率算出団体の業務の適切な運営を確保することによって、損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益を保護することを目的として制定されました。



## 損害保険料率算出機構とは

### 1 使 命

損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護することです。

### 2 沿 革

当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体(非営利の民間の法人)で、その業務については金融庁が監督しています。

昭和23年(1948年)11月1日に、損害保険料率算定会が料率算出団体として設立され、昭和39年(1964年)1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、平成14年(2002年)7月1日に両算定会が統合し、当機構が誕生しました。

### 3 役 割

#### (1) 参考純率と基準料率の算出・提供

会員保険会社等から大量のデータを収集し、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を駆使して、火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率および自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」といいます。)\*地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

#### (2) 自賠責保険の損害調査

自賠責保険への保険金請求に対して、都道府県庁所在地等に自賠責損害調査事務所を設置し、中立的な機関として公正な損害調査を行っています。自賠責損害調査事務所で収集した損害調査に関するデータは、自賠責保険の基準料率算出に際して有効に活用されています。

#### (3) データバンク機能

参考純率および基準料率を算出するための保険データはもとより、それ以外の保険データについても収集し、各種危険の分析・研究を行っています。これらの成果を、会員保険会社や社会一般にも提供しています。

なお、当機構の詳細については、ホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)でもご覧いただけます。

# 1 損害保険料率算出機構と参考純率

## (1) 商品の価格と保険の価格

一般に商品の価格は、原材料費、人件費、その他諸経費により決められています。したがって、通常、商品の価格は販売する以前に確定しています。

損害保険の価格である保険料についても、その考え方はほぼ同じですが、大きく異なる点は、損害保険の価格にあつては、その中心となる部分が事故が発生したときに保険会社の支払う保険金によって構成されており、この部分は保険を販売する時点ではあらかじめ確定していないということです。

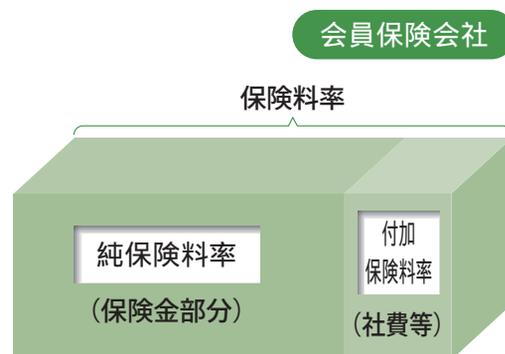
したがって、この保険金の支払部分については、過去の保険データをもとに、科学的・工学的手法を用いて、将来の事故の支払額を計算することによって求めることになります。この点が、保険料を決定するうえでの難しさであり、料率算出団体である当機構が担う役割でもあります。

## (2) 保険料率の構成

保険料率は、「純保険料率」と「付加保険料率」からなっています。

「純保険料率」は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金にあてられるものです。

「付加保険料率」は、保険事業を営むための「社費」等からなっています。

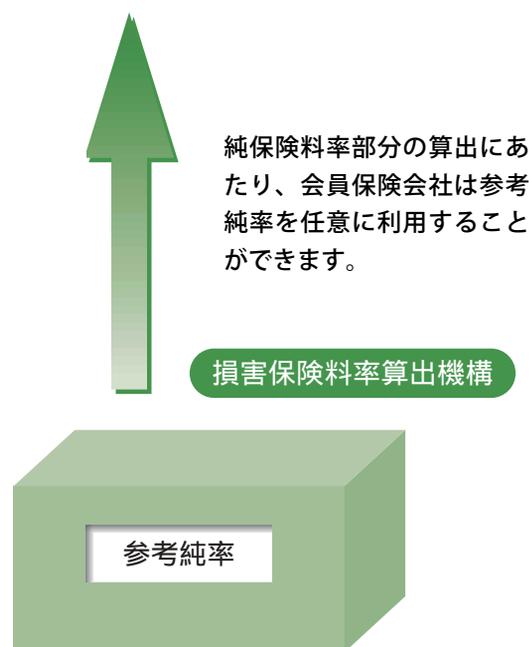


## (3) 参考純率と会員保険会社の保険料率との関係

会員保険会社は、自社の保険料率を算出する際の基礎として、純保険料率部分について、当機構が算出し会員保険会社に提供する参考純率を利用することができます。なお、会員保険会社には、参考純率を使用する義務はありません。

付加保険料率については、自社で独自にその算出を行います。

こうして、自社の保険料率を算出した会員保険会社は、その保険料率を金融庁長官に認可申請（または届出）することになります。



## 2 参考純率の算出業務



### (1) 保険料率の三原則

「損害保険料率算出団体に関する法律」では、参考純率は、「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」と規定しており、これは「保険料率の三原則」と呼ばれています。

#### ① 「合理的」とは

参考純率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、参考純率の算出が保険数理に基づく科学的方法によるものであるということです。

#### ② 「妥当」とは

参考純率が、将来の保険金の支払いにあてられることが見込まれる部分として、過不足が生じないと認められるものであるということです。

#### ③ 「不当に差別的でない」とは

参考純率の危険の区分や水準が、実態的な危険の格差に基づき適切に設定されているということです。

### (2) 参考純率の算出と標準約款の作成

保険料率を算出するには、その契約内容や補償内容が確定していることが必要となるため、当機構が参考純率や基準料率を算出する際には、算出の前提となる条件を定めています。この条件に基づき作成した保険約款を、参考資料として、会員保険会社に提供しています。

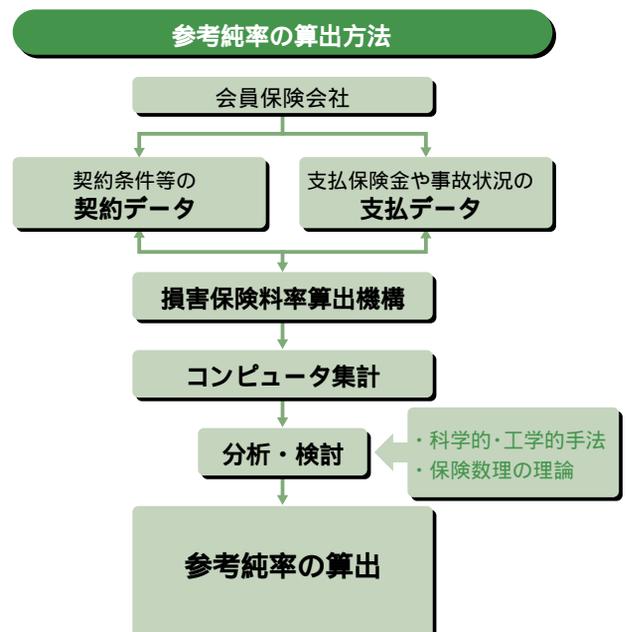
#### ●保険約款

保険契約者と保険会社が結ぶ契約の内容を定めたもので、契約当事者の権利や義務をはじめとして、契約に関する重要事項が書かれています。

### (3) 参考純率の算出

個々の保険契約に関する契約条件等の契約データ、および個々の保険契約において事故があった場合に支払われた保険金等に関する支払データは、それぞれの会員保険会社から当機構に報告されています。

当機構は、これらの契約データと支払データをもとに、各種危険に関する科学的・工学的手法や保険数理の理論を用いて、参考純率を算出しています。



## (4) 参考純率の届出

当機構は、算出した参考純率を金融庁長官に届け出ます。

金融庁長官は、届出のあった参考純率について、「保険料率の三原則」に適合しているかどうかを審査します。

会員保険会社が、金融庁長官の審査を受けた参考純率を使用して認可申請（または届出）した場合、金融庁長官は、使用した参考純率部分については保険料率の三原則に適合していることを勘案した上で審査を行います。

## 3 参考純率の妥当性

### (1) 参考純率の妥当性の検証

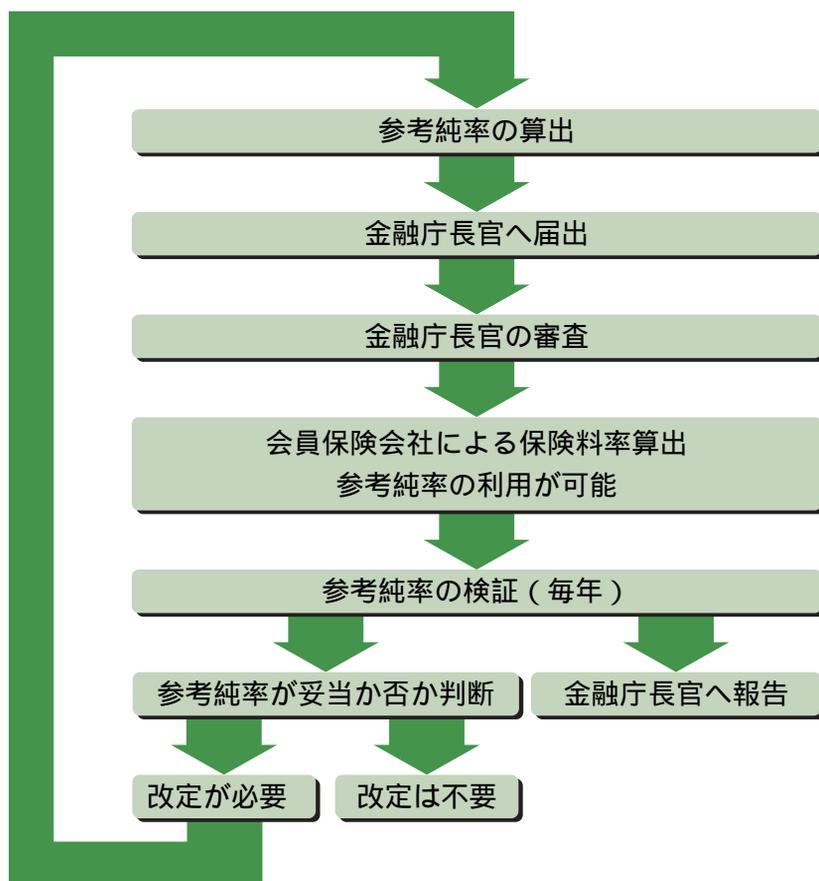
参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化等により危険の実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとはいえません。

したがって、参考純率が適正な水準にあるか否かについて、定期的にチェックする必要があります。

そこで、当機構では、毎年、参考純率の妥当性の検証を行い、その結果を金融庁長官に報告しています。

### (2) 参考純率の改定

検証の結果、参考純率が妥当でない判断される場合には、当機構は、すみやかに新たな参考純率を算出し、金融庁長官に届出を行います。



## 4 参考純率を算出している保険の種類

現在、わが国で販売されている損害保険のうち、当機構が参考純率を算出している保険の種類およびその主な内容は次のとおりです。

### (1) 火災保険

- ☆ 住宅を対象とする火災保険・総合保険（住宅物件）
- ☆ 事務所ビル、店舗等を対象とする火災保険・総合保険（一般物件）
- ☆ 工場を対象とする火災保険（工場物件）
- ☆ 営業用倉庫を対象とする火災保険（倉庫物件）
- ☆ 住宅金融公庫等の公的融資を受けた物件を対象とする特約火災保険



火災



落雷



爆発



風災



水害



建物外部からの衝突等

### (2) 傷害保険

- ☆ 普通傷害保険、家族傷害保険（日常生活全般において傷害を負った場合に支払われる保険）
- ☆ 交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険（交通事故<sup>(注)</sup>によって傷害を負った場合に支払われる保険）
- ☆ 国内旅行傷害保険（日本国内旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）
- ☆ 海外旅行傷害保険（海外旅行中に傷害等を負った場合に支払われる保険）

（注）「交通事故」には、自動車事故に加え、自動車以外の交通機関（電車等）による事故、乗客として駅構内にいる間の事故等を含みます。



日常生活の傷害



仕事中の傷害



歩行中の傷害



旅行中の傷害

### (3) 自動車保険

- ☆ 対人賠償責任保険（自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）
- ☆ 自損事故保険（自動車が電柱に衝突、崖から転落等自損事故によって死傷した場合に支払われる保険）
- ☆ 無保険車傷害保険（対人賠償責任保険を付けていない等賠償資力が十分でない自動車との事故によって死亡または後遺障害を負った場合に支払われる保険）
- ☆ 対物賠償責任保険（自動車事故で他人の財物に損害を与えたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）
- ☆ 搭乗者傷害保険（自動車に搭乗中の者が自動車事故によって死傷した場合に支払われる保険）
- ☆ 車両保険（衝突・接触・墜落等の偶然な事故によって自動車に損害が生じた場合に支払われる保険）



他人を死傷させた場合の損害賠償



自損事故による死傷



他人の物への損害賠償



乗車中の死傷



車両損害



無保険車による死亡・後遺障害

### (4) 介護費用保険



要介護状態になったとき



住宅改造、介護機器購入のための費用

#### 参考純率のあらまし

平成16年（2004年）3月発行  
損害保険料率算出機構（損保料率機構）  
総務企画部広報グループ

〒163-1029 東京都新宿区西新宿3-7-1

TEL 03(6758)1300（代表）

URL <http://www.giroj.or.jp/>